

令和2年5月25日

保護者の皆様

京都市立東山泉小中学校
校長 木下 淳

学校の再開について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止の取組についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、政府による緊急事態宣言並びに京都府知事による休止要請が解除されたことを受け、本市立学校・幼稚園を6月1日（月）から再開する方針が教育委員会から示されました。

本校においても、本方針を踏まえ、下記のとおり、6月1日（月）から再開し、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底しながら、段階的に学校教育活動を再開して参りますので、ご連絡申し上げます。

記

1 学校の再開について

- (1)長期間に及ぶ臨時休業を踏まえ、子どもたちが学校生活に順応するための「ウォーミングアップ期間」を6月1日（月）～12日（金）まで設定します。各クラスを2グループに分割し、登校日・登校時間を分散する等、感染拡大防止を図りながら取り組みます。
- (2)この期間は、子どもたちの心身の状態を確認しながら、子どもたち同士や子どもたちと担任等教職員との関係づくりを進めるとともに、臨時休業期間中の家庭学習等の状況の丁寧な確認と見取りを行い、必要に応じて指導し、その定着を図ります。
- (3)引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、学校生活における行動様式の確認と指導を行いますので、ご家庭でもご協力を願います。
- 本校の学校再開後の感染拡大防止の取組をまとめたプリントを同封していますので、ご確認ください。
- (4)学校再開後、ウォーミングアップ期間以降も含め、当面の間、ご家庭の意向で子どもたちの登校を控えられる場合も「欠席扱いとはいたしません」ので、学校へご連絡をお願いします。
- (5)なお、今後も、国及び京都府の動向や本市域の感染状況等を踏まえ、教育委員会から示される対応方針が変更される場合があり、その際は、速やかにお知らせいたします。
- (6)臨時休業期間中に実施していた特例預かりは、学校再開に伴い、6月1日（月）以降は実施しません。学童クラブを利用している児童は、学童クラブからの連絡にしたがってください。

2 登校スケジュールについて

6月1日（月）以降、下記の様な予定で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。なお、学舎や学年によって登校スケジュールが異なります。詳細につきましては、別紙「6月1日（月）以降の登校について」をご覧いただき、ご確認ください。

(1) 6月1日（月）

＜全学年＞

学年ごとに登校時間を分散し、オリエンテーションを実施します。
学習課題の回収や、翌日以降の連絡などを行います。給食はありません。

(2) 6月2日（火）～5日（金）

＜全学年＞

この4日間は、**各クラスを2グループに分け「一日おき（隔日）の登校で、午前中授業**」とします。
給食はありません。

(3) 6月8日(月)～11日(木)

<1～6年生>

この4日間は、各クラスを2グループに分け、「一日おき(隔日)の登校で、終日授業」とします。給食があります。

<7～9年生>

この4日間は、「毎日登校」とします。ただし、「各クラスを2グループに分けて午前・午後の二部授業」とし、登校時間を分散します。(選択制給食があります。詳細は、別紙「6月1日(月)以降の登校について」をご覧ください。)

(4) 6月12日(金)

全校児童生徒が登校し、終日授業を実施します。給食があります。

(5) 6月15日(月)～

通常の学校教育活動を再開します。部活動について、前期課程では、児童への負担等を考慮し、当面休止します。後期課程では、一定条件の下で再開する予定です。詳細は、改めてご連絡します。

3 学校再開後の継続的な健康観察の徹底

- (1) 学校生活のリズムに慣れていくよう、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣について、ご家族で、より一層の励行とご指導をお願いします。(臨時休業期間からも、学校再開に向け、規則正しい生活リズムを心がけてください。)
- (2) お配りしている「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していくだくよう、お願いします。なお、登校時には必ず、お子様に「健康観察票」を持参させください。
- (3) ご家庭において、次のような状況が起こった場合は、速やかに学校(電話 西学舎532-0377 東学舎532-0355)～連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い(疑似症)があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた

4 学校再開後の授業時数の確保等

この度の臨時休業期間に伴う、各教科等の授業時数を確保するため、夏休み(夏季休業期間)を短縮し、当初夏休みの予定であった7月20日～7月31日について「午前中授業」を実施します。(給食はありません。)

<令和2年度夏季休業期間>

変更前	→	変更後
7月20日(月)～8月23日(日)		8月1日(土)～8月23日(日)

また、その他にも、学校行事の見直しや時間割の工夫(週1～3回程度の7時間授業など)、補充学習の実施(放課後や土曜学習など)を検討しており、保護者の皆様には、改めて詳細をお知らせさせていただきますので、よろしくお願いいたします。